

新庄市告示第 39 号

令和 8 年度新庄市自転車ヘルメット購入事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

新庄市長 山 科 朝 則

令和 8 年度新庄市自転車ヘルメット購入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自転車ヘルメットの着用促進を図り、もって市民の交通安全意識の向上及び自転車の運転中における交通事故の被害の軽減に寄与するため、事業協力店に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて、新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車ヘルメット 自転車を運転する際に着用する、新品であり、かつ、販売価格(消費税を含む。以下同じ。)が 2, 0 0 1 円以上のものであって、次に掲げるいずれかの物をいう。

ア S G マーク(一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合する製品に付けるもの)が表示されている物

イ J C F マーク(公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合する製品に付けるもの)が表示されている物

ウ C E マーク(欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合する製品に付けるもの)が表示されている物

エ G S マーク(ドイツの認証機関がドイツ製品安全法に定める安全基準に適合する製品に付けるもの)が表示されている物

オ C P S C マーク(アメリカ合衆国消費者製品安全委員会が安全基準に適合する製品に付けるもの)が表示されている物

カ アからオまでに掲げる安全基準と同等の基準に適合すると市長が認めた物

(2) 事業協力店 自転車ヘルメットを販売する店舗で、別表に掲げるものを

いう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、事業協力店がその店舗において自転車ヘルメットを購入する市内に住所を有する18歳以上の者(高等学校の生徒を除く。以下「購入者」という。)に対し自転車ヘルメットを販売する際に、その販売価格から、自転車ヘルメット1個当たり2,000円を差し引いて販売する事業とする。

2 購入者は、自転車ヘルメットを購入する際に、事業協力店に対し、令和8年度新庄市自転車ヘルメット購入事業費補助申込書(様式第1号)を提出するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定により事業協力店が購入者に販売した自転車ヘルメットの販売個数に2,000円を乗じて得た額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業協力店は、規則第3条の規定により、令和8年度新庄市自転車ヘルメット購入事業費補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、自転車ヘルメットを販売した日の属する月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 令和8年度新庄市自転車ヘルメット購入事業費補助申込書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第9条の規定による実績報告書は、前項の交付申請書の提出をもって、提出したものとみなす。

3 事業協力店は、補助金の交付の申請を1か月ごと(自転車ヘルメットを販売した日の属する月に限る。)に行うものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請及び請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の決定及び額の確定を行い、事業協力店に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、販売期間ごとに交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

店舗名	所在地
ホンダウイングサイトー	新庄市十日町 418
(有)サイクルショップ青山	新庄市万場町 2-32
(株)コメリ パワー新庄店	新庄市五日町宮内 273-2
(株)コメリ ハードアンドグリーン新庄泉田店	新庄市大字泉田 216-12
DCM(株)新庄店	新庄市五日町 1294-3
(株)ダイユーエイト新庄西店	新庄市金沢 2352-1
(株)高橋履物店	新庄市沖の町 4-43